

令和2年度

京浜港施工状況確認等補助業務

特記仕様書

令和元年12月
国土交通省関東地方整備局
京浜港湾事務所

1. 業務概要

本業務は、京浜港湾事務所における港湾に関する工事実施の検査補助を行うものであり、調査職員を支援し、当該発注工事の円滑な履行及び品質確保を図ることを目的とする業務である。

なお、本業務は、入札前に配置予定管理技術者の経験及び能力、実施方針等、評価テーマに対する技術提案を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象業務である。

2. 業務場所

横浜港の対象工事現場(調査現場を含む)

3. 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日までとする。

なお、履行期間中における土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇及び年末年始休暇は休日として設定している。

4. 業務内容

業務名称	業務内容	単位	数量	摘要
京浜港施工状況確認等補助業務	施工状況確認補助業務	式	1	
	品質監視補助業務	式	1	
	打合せ	回	46	2回*22ヶ月 1回*2ヶ月
	協議・報告	回	2	
	成果物	式	1	

5. 業務仕様

5-1 総則

本特記仕様書に定めのない事項については、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 令和元年12月)の定めによるものとし、これにより難しい場合については、「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書」(国土交通省港湾局 平成31年3月)の定めによるものとする。

なお、設計図書公表後、共通仕様書の改訂により実施内容に変更が生じた場合は、調査職員と協議し実施するものとする。

5-2 一般事項

本業務の実施にあたっては、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 管理技術者等は、安全に留意し、事故等が発生しないよう十分注意しなければならない。
- (2) 管理技術者は、調査職員と十分に打合せを行い、調査職員が提示する工事計画、工事実施状況及び発注者が関係機関と調整を行った事項を十分把握したうえで、業務を行わなければならない。
- (3) 管理技術者等は、業務の実施状況を常に把握し、調査職員が業務内容を把握できるよう連絡を密にしなければならない。

5-3 業務の内容

- (1) 本業務は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」第2編 第3章に規定する施工状況確認補助業務及び品質監視補助業務について実施するものとする。

また、測量・調査等業務については、請負工事の業務内容に準じるものとし、実施にあたっては、調査職員と協議しなければならない。

5-4 対象工事等

(1) 施工状況確認補助

本業務の対象工事等は、以下のとおりとする。なお、対象工事等の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

令和2年度対象工事件名

公告対象件名	工 期 (参考)
横浜港南本牧地区コンテナヤード整備工事(その2)	平成31年4月 ~ 令和2年6月
横浜港本牧地区岸壁(-16m)(耐震)築造工事	令和2年2月 ~ 令和3年3月
横浜港新本牧地区岸壁(-18m)(耐震)海上地盤改良工事	令和2年3月 ~ 令和3年1月

令和2年度対象工事

港名	対象工事区分	件数
横浜港	港湾土木工事	10
横浜港	港湾浚渫工事	1

令和3年度対象工事

港名	対象工事区分	件数
横浜港	港湾土木工事	7
横浜港	港湾浚渫工事	1

(2) 品質監視補助

本業務の対象工事等は、以下のとおりとする。なお、対象工事等の進捗状況等により業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

令和2年度対象工事

港名	対象工事区分	件数
横浜港	港湾土木工事	1

5-5 実施体制

- (1) 管理技術者の資格は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-5に規定する定めによるものとし、定めのないものについては、下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区 分	資 格 等
管理技術者	・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者(土木) I 種

- (2) 打合せは、本業務を的確に遂行するために2回/月以上行うものとする。ただし、令和2年4月と令和4年3月は1回/月以上行うこととする。
- (3) 土曜日、日曜日、祝日、夏期休暇、年末年始休暇及び夜間に業務を行なうことが必要となった場合、調査職員より事前に管理技術者に通知するものとする。

- (4) 本業務を円滑に実施するために、管理技術者のほか、担当技術者の配置は、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-6に規定する定めによるものとし、定めのないものについては、下表に示す何れかの資格を有する技術者であるものとする。

区 分	資 格 等	員 数 (参考数量)
担当技術者	・中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会委員長」が認定した発注者支援技術者(土木)Ⅰ種又はⅡ種	3人以上

- (5) 担当技術者は施工状況確認補助と品質監視補助を兼務することを想定している。但し、資格が無い業務への兼務は行えないものとする。
- (6) 担当技術者は業務の実施にあたって、関連する港湾工事等の施工方法等についても把握するとともに、別に定める「港湾請負工事積算基準」等を十分理解のうえ、厳正に実施するものとし、ワープロソフト、表計算ソフト、製図ソフトを使用できる者とする。

5-6 協議・報告

本業務の遂行にあたっては、調査職員と管理技術者が業務全体の計画等について協議又は報告を行うものとし、事前協議、最終報告の計2回行うものとする。なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

5-7 成果物

業務完了時には、「港湾等発注者支援業務共通仕様書」1-1-15に基づき、成果物及び提出資料を取りまとめるうえ、成果物として提出するものとする。なお、成果物の内容及び体裁については、調査職員の指示によるものとする。

電子納品 CD-R又はDVD-R 2枚

6. 資料等の貸与

- (1) 本業務に必要な資料を貸与するものとする。
- (1) 対象工事の発注用設計図書(特記仕様書(案)、図面及び数量計算書)
- (2) その他必要と認められる資料等

7. その他

- (1) 本業務を実施するにあたり、業務用自動車を下記により業務期間中配備することを標準とする。
なお、業務内容に変更が生じた場合、調査職員と受注者が協議し、業務実施上必要があると認められた場合は、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。

自動車の型式	台数	配 備 期 間	摘 要
ライトバン	3台	令和2年4月1日～令和4年3月31日	

- (2) 本業務の実施にあたり、受注者は、京浜港湾事務所の近隣に事務室等を自ら確保し、必要な事務機等を備えなければならない。
- (3) 本業務を実施するにあたり、必要となる交通船については京浜港湾事務所の港湾業務艇等を使用することができる。なお、使用にあたっては、調査職員と調整しなければならない。

- (4) 本業務において、複数の担当技術者を配置する場合は、統一された作業着やヘルメット等を着用しなければならない。
- (5) 本特記仕様書に記載なき事項及び本業務の遂行上疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。
- (6) 技術提案
技術提案履行計画書
- 1) 受注者は、入札時に提出した技術提案書の内容に基づき、適切に業務を遂行するものとする。なお、反映する技術提案については、技術提案履行計画書を作成するものとする。
 - 2) 技術提案履行計画書の変更
発注者の事情による条件の変更又は予期することができない特別な状態が生じたことにより、技術提案が履行できない場合は、発注者と協議するものとする。協議の結果、発注者の承諾を得た場合は、技術提案履行計画書の変更を行い、調査職員に提出するものとする。
 - 3) 技術提案書不履行の場合の措置
受注者の責により技術提案書の内容を満足する業務が行われない場合は、業務成績評定を減ずる等の措置を行う。
 - 4) その他
技術提案書に基づく業務料の変更は、行わないものとする。
- (7) 配置技術者の確認について
- 1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画等に配置技術者の立場・役割を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画等を変更する際も同様とする。
 - 2) 業務実績情報システム(テクリス)に登録できる技術者については、以下の確認などにより、業務に携わっていることを調査職員が確認できるものとし、業務完了までに受発注者双方で確認の上、確定するものとする。
 - ① 業務打ち合わせ(電話等打合せを含む)等において、調査職員と業務に関する報告・連絡・調整等を行い、当該業務に携わっていることが明確な技術者
 - ② 現地作業又は内業が主となる技術者においては、作業を実施していることを写真等で確認できる者
 - 3) 完了登録の「登録のための確認のお願い」の提出にあたり、技術者本人の登録に関する認識の確認のため、個々の技術者の署名を付すものとする。なお、「登録のための確認のお願い」の技術者情報と同様の内容を記載し、署名を行った書面を添付する場合も同等とみなす。
 - 4) 発注者は、業務計画書に記載された配置技術者のいずれかが当該業務に従事していないことが明らかになった場合、指名停止等の措置を講ずることがある。また、配置技術者以外が業務実績情報システム(テクリス)へ登録された場合についても同様とする。
- (8) 本業務を実施するにあたり、受注者は、調査職員の指示により、業務に使用する事務室所在地から業務用自動車での移動が困難な遠隔地で業務を遂行する場合は、事前に実施体制について調査職員と協議するものとする。なお、これに伴う費用は、本業務において受注者が設置する事務所を出発基地として計上できるものとし、履行期間の末日までに変更契約を行うものとする。
- (9) 本業務は、発注者が実施する「施工情報調査」の対象業務であるため、記入要領に基づき調査票に必要事項を正確に記入し、調査職員に提出するものとする。

以上